

訪問看護サービス重要事項説明書

介護保険・介護予防・医療保険

かすがい訪問看護リハビリステーション

2023年10月1日施行

2024年6月1日改定

1. 運営法人概要

| | |
|-----------|---|
| 運営法人 | 株式会社かすがい |
| 法人番号（13桁） | 7013101009167 |
| 所在地 | 〒198-0042 東京都青梅市東青梅3-12-7 1F |
| 代表者・電話番号 | 代表取締役 星野宣雄 電話番号 0428-78-4610 |
| 事業内容 | 訪問看護ステーションの運営、整体院の運営、 他、医療、介護、福祉、身体コンディショニングに関わる全般 |

（事業の目的）

株式会社かすがいが設置する、かすがい訪問看護リハビリステーションの職員及び業務管理に関する重要事項を定め、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とします。

（運営の方針）

- 1)訪問看護の提供に当たり、心身の特性を踏まえて、日常生活活動の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- 2)事業所は事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるように努めます。
- 3)利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。
- 4)事業所は事業の運営に当たって、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。
- 5)指定訪問看護のサービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業所へ情報提供を行うものとします。

（2）事業所の概要

| | |
|----------|------------------------------------|
| 事業所名 | かすがい訪問看護リハビリステーション |
| 指定番号 | （介護保険法）1362890129 （医療機関コード）7492663 |
| 所在地 | 〒198-0042 東京都青梅市東青梅3-12-7 1F |
| 管理者・連絡先 | 吉岡 孝子 電話番号 0428-78-4610 |
| サービス提供地域 | 青梅市、羽村市、瑞穂町、福生市（一部） |

2. 事業所の職員体制

| 職種 | 常勤 | 非常勤 | 合計 |
|--------|----------|-----|-----------|
| 管理者 | 1名 | － | 1名 |
| 看護師 | 3名（管理者含） | － | 3名（管理者含む） |
| 理学療法士 | 1名 | 4名 | 5名 |
| 作業療法士 | － | － | － |
| 言語聴覚士 | － | 1名 | 1名 |
| 事務担当職員 | － | 1名 | 1名 |

3. 営業日及び営業時間

| | |
|------|----------------------------|
| 営業日 | 平日（月曜日から土曜日） |
| 営業時間 | 午前8時45分から午後5時30分まで |
| 休業日 | 日曜 及び 年末年始（12月29日から1月3日まで） |

※24時間対応体制を希望する利用者については、契約に基づき営業時間外も対応します。

4. 提供するサービス内容

- ・健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- ・日常生活の看護(清拭、洗髪等による清潔の保持、褥瘡の予防、排泄介助、食事指導など)
- ・在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防、手足の運動など)
- ・医療処置・治療上の看護(カテーテル類の管理、褥瘡の処置など)
- ・介護相談(療養生活や介護方法、医療・福祉サービスの利用についてなど)
- ・認知症・精神疾患等の看護(相談、助言、内服管理)
- ・終末期の看護

※理学療法士等におけるリハビリテーションを中心としたサービスを希望された場合においても、看護職員が状態確認、評価のために定期的に訪問いたします。

5. サービス提供の記録等

- 1) サービス提供をした際には、所定の媒体にサービス内容を記録します。
- 2) 医師の指示に基づき、利用者の日常生活の状況や希望を踏まえて、療養上の目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記録した訪問看護計画書を作成します。また、訪問看護報告書も作成し、主治医や居宅介護支援事業所へ提出いたします。

6. サービス利用料及び利用者負担

- 1) サービス利用料及び利用者負担金は別紙料金表を基に事前に説明をし、同意をいただきます。
- 2) ご利用される保険に基づき請求いたします。毎月15日前後に前月分をご請求しますので、口座振替（お手続き後、毎月26日引落し）、現金払いもしくはお振込（手数料は利用者負担）にてお支払いください。なお、保険適応外サービス（キャンセル料、自費サービス、駐車料金、範囲外交通費等）はすべて自費扱いとなりますのでご了承ください。

- 3)お支払いの確認が取れましたら領収書を発行いたしますので、大切に保管していただくようお願いいたします(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります)。再発行を希望される場合は、「再発行」と記載した領収書の発行となり、さらに領収書再発行料（1通500円）をご請求いたします。
- 4)サービス実施提供地域外の訪問の場合、利用者訪問先と訪問看護事務所との最短となる距離うち通常の実施地域を超えたところから片道1kmあたり50円を請求します。

7. キャンセル

利用者の都合でサービスを中止する場合には、当日訪問する前までにご連絡ください。
訪問後のキャンセルの場合は別紙料金表のとおりキャンセル料を申し受けることになります。

8. 緊急時等における対応

サービス提供時に利用者の状態に急変があった場合には、速やかに主治医、緊急連絡先、居宅介護支援事業所等へ連絡をさせていただきます。

9. 事故発生時の対応

- 1)利用者に対して、訪問サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者ご家族、主治医、関係市町村窓口等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2)事故発生により何らかの措置が必要となる場合は、ご家族と相談し、適切な病院受診等ができるように手配します。
- 3)事故発生までの経緯を十分に検討し、再発防止策を講じるとともに、再発防止に努めます。

10. 非常災害時の対応

利用者の居住区域において、訪問できない何らかの災害が発生した場合は、連絡手段が確保されている場合を除いては、予定されている訪問を急遽、取り止める場合があります。その場合、連絡手段が確保できた時点で連絡を入れさせていただきます。

11. 虐待の防止について

- 1)虐待防止に関する責任者を選定します。 ●虐待防止に関する責任者：吉岡孝子（管理者）
- 2)事業者は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ市町村へ報告します。
- 3)成年後見制度を周知するとともに、制度の利用にあたって必要となる支援を行います。
- 4)苦情解決体制を整備します。
- 5)従事者に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的（年1回以上）に開催するとともに、新規採用時には必ず実施する。
- 6)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的（年1回以上）に開催すると同時に、従事者に対して周知徹底を図ります。
- 7)虐待の防止のための指針を整備し、ホームページ等に掲示いたします。

12. 業務継続計画の策定等について

- 1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 損害賠償保険

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

保険会社 有限会社 訪問看護事業共済会

保険種類 訪問看護事業者総合補償制度

14. 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

| | |
|----------|---|
| 当事業所相談窓口 | 電話番号：0428 - 78 - 4610 FAX：0428 - 78 - 4611 |
| | 担 当 者：吉岡 孝子 |
| | 対応時間：月曜日～金曜日 8:45～17:30 |
| | ※日・祝日の対応はできかねます |

- (2) 次の公的機関においても苦情の申し立て等ができます。

| | |
|--------------------|---|
| 東京都国民健康保険 団体連合会 | 所在地：東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 10 階 |
| | 電話番号：03-6238-0177 FAX：03-6238-0022 |
| | 対応時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 |
| 青梅市 高齢介護課 | 所在地：東京都青梅市東青梅 1-11-1（青梅市役所内） |
| | 電話番号：0428-22-1111（代表） |
| 羽村市 高齢福祉介護課 | 所在地：東京都羽村市緑が丘 5-2-1（羽村市役所内） |
| | 電話番号：042-555-1111（代表） |
| 福生市 介護福祉課 | 所在地：東京都福生市本町 5 |
| | 電話番号：042-551-1511（代表） |
| 瑞穂町 高齢福祉課 | 所在地：東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 |
| | 電話番号：042-557-0501（代表） |

15. サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ・看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いは行いません。
- ・看護師等に対して、掃除・洗濯等の家事業務を依頼することはできません。
- ・看護師等に対する贈り物や飲食等の提供はお断りいたします。
- ・看護師等に対する許可の無い写真・動画の撮影や SNS への投稿はお断りいたします。

以上